

原子力事業者防災業務計画修正の要旨(原子力科学研究所)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改正、原子力災害対策特別措置法及び防災基本計画との整合、原子力規制庁、自治体、日本原子力研究開発機構の組織改正等に伴い、以下の改正を行った。

2. 修正した日

平成27年3月26日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 防災基本計画との整合

「第1編総則、第4節原子力事業者防災業務計画の運用」について、原子力災害対策編を「第11編」から「第12編」に修正

(2) 原子力緊急事態等現地対応マニュアル改正に伴う修正

原子力防災要員派遣先のOFC機能班のうち、「プラント班」を「プラントチーム」に修正

(3) 原子力災害対策特別措置法との整合、読み込み条項の適正化

① 原子力災害対策特別措置法との整合のため、原子力事業者の定義を修正

② 防災資機材の確保について、原子力災害対策特別措置法の読み込み条項を第26条第1項から第26条第3項に修正

(4) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(以下「防災業務計画等命令」という。)との整合

防災業務計画等命令との整合のため、通報手続きに係る記載を修正

(5) 組織名称の変更その他「読み替え表」として提出した事項について修正

① 内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴う修正

② 自治体の組織改正に伴う修正

③ 日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う修正

(6) 図表の整理

① 図表の整理、見直し

・「原子力防災資機材の保管場所」及び「緊急時対策所(現地対策本部)及び事故現場指揮所」を旧別図-2から分割して追加

・「原災法に係る対象施設」を旧別図-2から分割して別表として追加

② 図表番号の整理

(7) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等、所要の見直し

以上

原子力事業者防災業務計画修正の要旨(核燃料サイクル工学研究所)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

防災基本計画との整合、内閣府及び原子力規制庁等の組織改正等に伴い、以下の修正を行った。

2. 修正した日

平成 27 年 3 月 26 日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 防災基本計画との整合

「第 1 編総則、第 4 節原子力事業者防災業務計画の運用」について、原子力災害対策編を「第 11 編」から「第 12 編」に修正

(2) 組織名称の変更その他「読み替え表」として提出した事項について修正

- ① 内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴う修正
- ② 自治体の組織改正に伴う修正
- ③ 日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う修正

(3) 原子力防災管理者の代行順位の修正

「別表－5 原子力防災管理者の代行順位」に記載された役職名の順位について修正

(4) 図表の整理

① 図表の整理、見直し

- ・「別表－6 放射線測定設備」の新設（「別表－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」中の表を独立化）
- ・「別表－10 気象観測設備」の新設（「別表－5 原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所」中の表を独立化）

② 表番号の整理

(5) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等、所要の見直し

以 上

原子力事業者防災業務計画修正の要旨(大洗研究開発センター)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、大洗研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改正、原子力規制庁、自治体、日本原子力研究開発機構の組織改正、原子力防災要員の職務と配置の見直しに伴い、以下の改正を行った。

2. 修正した日

平成 27 年 3 月 26 日

3. 協議した自治体

茨城県、大洗町、銚田市

4. 主な修正内容

(1) 防災基本計画との整合

「第 1 編総則、第 4 節原子力事業者防災業務計画の運用」について、原子力災害対策編を「第 11 編」から「第 12 編」に修正

(2) 原子力緊急事態等現地対応マニュアル改正に伴う修正

原子力防災要員派遣先の O F C 機能班の内、「プラント班」を「プラントチーム」に修正

(3) 原子力災害対策特別措置法との整合

原災法との整合のため、原子力災害中長期対策の定義を修正

(4) 組織名称の変更その他「読み替え表」として提出した事項について修正

① 内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴う修正

② 自治体の組織改正に伴う修正

③ 日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う修正

(5) 大洗研究開発センター原子力防災組織の修正

別図－1 (1)「大洗研究開発センター原子力防災組織（現地対策本部の体制）」への原子力防災管理者、副原子力防災管理者の追加

(6) 原子力防災要員の職務と配置の修正

別表－2「原子力防災要員の職務と配置」に記載されている要員の防災組織名称及び原子力防災要員現況届出書との整合

(7) 現場指揮所の修正

別図－5「緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所」の J M T R 及び H T T R 現場指揮所の修正

(8) 図表の整理

① 図表の整理、見直し

・別図－2「原子力防災管理者の代行順位」を別表－3「原子力防災管理者の代行順位」として記載を変更

② 図表番号の整理

・図、表の移動に伴う修正

(9) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等、所要の見直し

以 上